南越前町の助成制度等一覧(令和5年4月1日現在)

(青字は、新規制度または昨年度と変更のあった箇所)

No.	名称	対象経費・対象者 等	助成措置補助割合 (限度額等)	受益者 負担割合	付記 (例規の名称等)	担当部局
28	空き工場等 活用助成金	町内の空き工場等を、売買により取得又は賃借して活用する事業者に助成対象業種:製造業、運輸業、卸売業、小売業、植物工場型農業、その他住民福祉向上又は商工業振興上必要と認める事業・延床面積 200㎡以上・新規雇用者5人以上かつ町内居住者1/2以上・操業開始後10年以上継続・取得又は賃借後1年以内の操業	(I)取得 売買契約額×(30~80%) 交付限度額 5,000万円 (I)賃借 賃借料×50% 交付限度額 月額20万円(60か月)		空き工場等活用 助成金交付要綱	観光ま ちづく り課
29	福井ふるさと 百景を活かし た景観づくり 推進事業補 助金	【対象経費】 ①街並みを活かした花植え、夜間景観の演出又は集落内を流れる水路の復元等の実践活動(経常的な維持管理を除く。)②百景選定地や景観づくり活動等の広報③①に規定する活動のための勉強会の開催等 ④その他町長が認める活動 【対象者】 集落、自治会又は民間非営利組織であって、百景選定地において活動する団体	交付限度額: 1団体あたり年20万円 以内 交付期間:2年	対象事業経費から左記により算出した額を控除した額	福井ふるさと百景 を活かした景観 づくり推進事業補 助金交付要綱	観光ま ちづく り課
30	今庄宿地区 町並み保存 推進事業補 助金	【対象経費】 ①町並み保存への意思統一に向けた地区住民向けの会議、講演会、視察研修の実施に要する専門家の招へいに係る旅費・報償費・借上げ料等(年に数回)②今庄宿の景観整備の全体的調整に要する材料費等 ③活動広報誌の発行に要する印刷費等(年に数回) ④その他町長が必要と認めるものただし、飲食費や経常的な維持管理に係る経費及び事業での使用頻度が低く、事業目的以外での使用が主に見込まれるものは対象としない。 【対象者】 町が認定する今庄宿地区内の地元住民が組織する団体又は法人	交付限度額: 1団体あたり年30万円 以内	対象事業経費から左記により算出した額を控除した額	今庄宿地区町並 み保存推進事業 補助金交付要綱	観光 まづ リ課
31	熱意ある創 業者支援事 業補助金	【対象経費】 ①店舗の新築・改築または増築のうち、内装工事、外装工事、給排水工事、サイン工事、電気工事に要する経費 ②店舗運営に必要不可欠な備品の購入 ③その他町長が特に必要と認める経費 【対象者】 町内に事業所等を設置し、又は設置しようとする者で創業1年未満の者 ほか	(1)女性または40歳未 満 補助率:2/3以内 限度額:1,500,000円 (2)(1)以外 補助率:2/3以内 限度額:1,000,000円	対象事業経費 から左記によ り算出した額 を控除した額	熱意ある創業者 支援事業補助金 交付要綱	観光ま ちづく り課
32	新商品開発 支援事業補 助金	【対象経費】 ①新商品の試作品製作に要する経費 ②新商品開発にかかる調査・検討に要する経費 ③その他町長が特に必要と認める経費 【対象者】 福井県内に事業所等を有する、企業者、法人事業者及び個人事業者で、当該補助事業により製作された試作品を商品として販売する意思がある者	補助対象経費を合算した額の1/2以内とし、1商品につき限度額250,000円		新商品開発支援 事業補助金交付 要綱	観光ま ちづ り 課